

議案第 85 号

飯能市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う  
関係条例の整備に関する条例（案）

（飯能市部室設置条例の一部改正）

第 1 条 飯能市部室設置条例（平成 11 年条例第 21 号）の一部を次のように  
改正する。

第 1 条中 「建設部  
上下水道部」 を「建設部」に改める。

第 2 条 上下水道部の項を削る。

（飯能市職員定数条例の一部改正）

第 2 条 飯能市職員定数条例（昭和 38 年条例第 15 号）の一部を次のように  
改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「533 人」を「517 人」に改め、同項第 8 号中  
「32 人」を「47 人」に改める。

附則第 3 項中「6 人は」を「5 人は」に改める。

（飯能市下水道条例の一部改正）

第 3 条 飯能市下水道条例（昭和 47 年条例第 26 号）の一部を次のように改  
正する。

第 3 条第 3 号中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下  
「市長」という。）」に改める。

（飯能都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正）

第 4 条 飯能都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成 17 年条例第  
40 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下  
「市長」という。）」に改める。

（飯能市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金条例の一部改正）

第 5 条 飯能市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金条例（平成 7 年条例  
第 27 号）の一部を次のように改正する。

第3条中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）」に改める。

（飯能市水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第6条 飯能市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第44号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

飯能市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

第1条の見出し中「水道事業の」を削り、同条に次の1項を加える。

2 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。

第2条第1項中「水道事業」の次に「及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）」を加え、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

(1) 給水区域は、別表に定めるとおりとする。

(2) 給水人口は、11万1,160人とする。

(3) 1日最大給水量は、5万3,718立方メートルとする。

3 下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

(1) 予定処理区域面積は、1,320ヘクタールとする。

(2) 計画処理人口は、5万740人とする。

(3) 1日最大処理能力は、3万4,172立方メートルとする。

第2条第4項を削る。

第3条、第4条及び第5条から第8条までの規定中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

（飯能市下水道特別会計条例等の廃止）

第7条 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 飯能市下水道特別会計条例（昭和39年条例第20号）

(2) 飯能市特定環境保全公共下水道特別会計条例（平成元年条例第11号）

(3) 飯能市下水道整備基金条例（平成18年条例第32号）

(4) 飯能市終末処理場設置及び管理条例（昭和41年条例第13号）

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成30年11月30日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市部室設置条例新旧対照表（第1条関係）

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>(設置)</p> <p>第1条 省略</p> <p>企画部</p> <p>総務部</p> <p>財務部</p> <p>市民生活部</p> <p>産業環境部</p> <p>健康福祉部</p> <p>建設部</p><br><p>秘書室</p> <p>危機管理室</p> <p>行政不服審査室</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 省略</p> <p>企画部～建設部 省略</p><br><p>秘書室～行政不服審査室 省略</p> | <p>(設置)</p> <p>第1条 省略</p> <p>企画部</p> <p>総務部</p> <p>財務部</p> <p>市民生活部</p> <p>産業環境部</p> <p>健康福祉部</p> <p>建設部</p> <p><u>上下水道部</u></p> <p>秘書室</p> <p>危機管理室</p> <p>行政不服審査室</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 省略</p> <p>企画部～建設部 省略</p> <p><u>上下水道部</u></p> <p><u>1 下水道に関すること。</u></p> <p>秘書室～行政不服審査室 省略</p> |

飯能市職員定数条例新旧対照表（第2条関係）

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 省略</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 市長の事務部局の職員 <u>517人</u><br/>(うち63人は、社会福祉法第16条の規定に基づく所員とする。)</p> <p>(3)~(7) 省略</p> <p>(8) 企業職員 <u>47人</u></p> <p>2 省略</p> <p>附 則</p> <p>1~2 省略</p> <p>3 当分の間、第2条第1項第2号に規定する職員のうち9人、同項第3号に規定する職員のうち1人、同項第5号に規定する職員及び同項第6号に規定する職員のうちそれぞれ3人、同項第7号に規定する職員のうち36人並びに同項第8号に規定する職員のうち<u>5人</u>は、併任の職員とする。</p> | <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 省略</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 市長の事務部局の職員 <u>533人</u><br/>(うち63人は、社会福祉法第16条の規定に基づく所員とする。)</p> <p>(3)~(7) 省略</p> <p>(8) 企業職員 <u>32人</u></p> <p>2 省略</p> <p>附 則</p> <p>1~2 省略</p> <p>3 当分の間、第2条第1項第2号に規定する職員のうち9人、同項第3号に規定する職員のうち1人、同項第5号に規定する職員及び同項第6号に規定する職員のうちそれぞれ3人、同項第7号に規定する職員のうち36人並びに同項第8号に規定する職員のうち<u>6人</u>は、併任の職員とする。</p> |

飯能市下水道条例新旧対照表（第3条関係）

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(排水設備の接続方法及び内径等)</p> <p>第3条 排水設備の新設、増設又は改築<br/>(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 排水設備を取付管等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で<u>下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>(以下「市長」という。)が定めるものによること。</p> <p>(4)～(5) 省略</p> | <p>(排水設備の接続方法及び内径等)</p> <p>第3条 排水設備の新設、増設又は改築<br/>(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 排水設備を取付管等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で<u>市長</u>が定めるものによること。</p> <p>(4)～(5) 省略</p> |

飯能都市計画下水道事業受益者負担に関する条例新旧対照表（第4条関係）

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>(受益者)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 <u>下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>（以下「市長」という。）は、排水区域内における土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。</p> | <p>(受益者)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 <u>市長</u>は、排水区域内における土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。</p> |

飯能市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金条例新旧対照表（第5条関係）

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(排水区域の告示)</p> <p>第3条 <u>下水道事業の管理者の権限を行</u><br/><u>う市長</u> (以下「市長」という。) は、排<br/>水区域の名称及び区域を告示しなけれ<br/>ばならない。</p> | <p>(排水区域の告示)</p> <p>第3条 <u>市長</u>は、排水区域の名称及び区域<br/>を告示しなければならない。</p> |



飯能市水道事業の設置等に関する条例新旧対照表（第6条関係）

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p><u>飯能市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例</u><br/>(設置)</p>   | <p><u>飯能市水道事業の設置等に関する条例</u><br/>(水道事業の設置)</p>                 |
| <p>第1条 省略</p>   | <p>第1条 省略</p>   |
| <p><u>2 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。</u></p>                      |   |
| <p>(経営の基本)</p>  | <p>(経営の基本)</p>  |
| <p>第2条 <u>水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</u></p> | <p>第2条 水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> |
| <p><u>2 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。</u></p>   | <p><u>2 給水区域は、別表のとおりとする。</u></p>                              |
| <p><u>(1) 給水区域は、別表に定めるとおりとする。</u></p>   |   |
| <p><u>(2) 給水人口は、11万1,160人とする。</u></p>   |   |
| <p><u>(3) 1日最大給水量は、5万3,718立方メートルとする。</u></p>  |   |
| <p><u>3 下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。</u></p>  | <p><u>3 給水人口は、11万1,160人とする。</u></p>                           |
| <p><u>(1) 予定処理区域面積は、1,320ヘクタールとする。</u></p>  |   |
| <p><u>(2) 計画処理人口は、5万740人とす</u></p>  |   |

る。

(3) 1日最大処理能力は、3万4,172

立方メートルとする。

(管理者)

第3条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第7条ただし書及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第8条の2の規定に基づき、上下水道事業に管理者を置かないものとする。

(組織)

第4条 法第14条の規定に基づき、上下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)の事務を処理させるため、上下水道部を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない上下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額)が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入

4 1日最大給水量は、5万3,718立

方メートルとする。

(管理者)

第3条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第7条ただし書及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第8条の2の規定に基づき、水道事業に管理者を置かないものとする。

(組織)

第4条 法第14条の規定に基づき、水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)の事務を処理させるため、上下水道部を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額)が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しく

れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付き寄附の受領等)

第7条 上下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領で、その金額又はその目的物の価額が200万円以上のもの及び法律上本市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第8条 市長は、上下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類に

は譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付き寄附の受領等)

第7条 水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領で、その金額又はその目的物の価額が200万円以上のもの及び法律上本市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第8条 市長は、水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類に

|  |  |
|--|--|
| <p>は、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>上下水道事業</u>の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項</p> <p>3 省略</p> | <p>は、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>水道事業</u>の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項</p> <p>3 省略</p> |
|--|--|